

平成 19 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株式会社 代表者の役職氏名 代表取締役社長 井上 雅博 (コード番号 4689 東証第一部・JASDAQ) 問い合わせ先 取締役管理本部長 梶川 朗 電 話 03-6440-6170

<u>従業員に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ</u>

当社は、平成19年10月24日開催の取締役会において、会社法第238条および第240条に基づき、当社従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.ストックオプションとして新株予約権を発行する理由 当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値向上に資することを 目的とするものです。

- 2.新株予約権発行の要領
- (1)新株予約権の割当を受ける者および割当てる新株予約権の数当社従業員 119名 766個
- (2)新株予約権の目的となる株式の種類および数

各新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、その数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする(なお、各新株予約権の目的となる株式の総数は、当初766株とする。)。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

(3)発行する新株予約権の総数

766 個

ただし、上記(1)記載の割当予定者が新株予約権割当日において当社従業員たる地位を失っている場合、または割当予定数に対する申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込みの総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4)新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払い込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される 新株予約権であり、金銭の払い込みを要しないことは有利発行には該当しない。

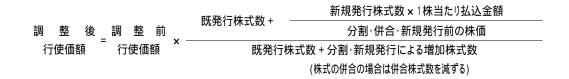
(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は後者の価格とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く) は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。



また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、 その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの 行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6)新株予約権の割当日

平成 19年 11月 7日

(7)新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しない。

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備 金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(9)新株予約権の権利行使期間

平成21年10月25日から平成29年10月24日までとする。

(10)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができ

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(11)新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる 株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で 承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなさ れたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得 することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(10)に定める条件により、権利を 行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新 株予約権を無償で取得することができる。

ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

(12)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(13)組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

以 上